

令和元年度御坊日高老人福祉施設事務組合 会計年度任用職員採用試験募集要項

令和元年度御坊日高老人福祉施設事務組合会計年度任用職員採用試験を次の要項により実施いたします。

- 受付期間 令和2年1月27日（月）～令和2年2月7日（金）
（土・日を除く）
- 試験日時 令和2年2月17日（月）午前10時から午後1時30分
及び場所 美浜町和田1138番地の180 養護老人ホームときわ寮

令和2年2月18日（火）午前10時から午後1時30分
美浜町三尾9番地 特別養護老人ホームときわ寮

令和2年2月19日（水）午前10時から午後1時30分
日高町和佐2081番地の10 特別養護老人ホームときわ寮川辺園

令和2年2月20日（木）午前10時から午後1時30分
みなべ町滝437番地 特別養護老人ホームときわ寮梅の里
* 面接開始時間は後日各自に通知します。

- 任用期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日まで（再度の任用制度あり）

1 任用予定職種人員等

介護員・支援員	フルタイム	50人程度	パートタイム	16人程度
看護師・准看護師	フルタイム	3人程度	パートタイム	4人程度
調理員	フルタイム	17人程度	パートタイム	10人程度
事務員	フルタイム	2人程度		
清掃員・洗濯員	フルタイム	1人程度	パートタイム	7人程度
管理栄養士			パートタイム	1人程度

*パートタイムを希望する場合は別紙参照して下さい。

2 勤務地（下記施設のいずれか）

日高郡美浜町大字和田1138番地の180 養護老人ホームときわ寮
日高郡美浜町大字三尾9番地 特別養護老人ホームときわ寮
日高郡日高川町大字和佐2081番地の10 特別養護老人ホームときわ寮川辺園
日高郡みなべ町滝437番地 特別養護老人ホームときわ寮梅の里
又は、特別養護老人ホーム3施設に併設しているデイサービスセンター等に勤務していただくことになります。

3 受験資格

- (1) フルタイム会計年度任用職員は昭和35年4月2日以降に生まれた方で、定められたシフトにより勤務ができ、介護員及び支援員は早出・遅出・夜勤の業務、調理員は早出の業務が出来る者。（介護員については早出・遅出・夜勤のない部署に配属される場合があります）

(2) 地方公務員法第16条の規定に該当する者は受験できません。

4 試験方法

面接試験（5分程度）面接時間は後日通知します。

5 合格発表

結果については、令和2年3月6日（金）までに受験者全員に合否を通知します。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地の180

御坊日高老人福祉施設事務組合 事務局

☆申込用紙は、上記場所にて直接配布（土・日を除く午前8時30分から午後5時15分）いたします。申込用紙の郵送はいたしません。

御坊日高老人福祉施設事務組合ホームページ(<http://www.tokiwa-roujin.jp/>)よりダウンロードすることもできます。又は組合各施設（勤務地）でも配布します。

(2) 申込方法

所定の「申込書」に必要事項を記入し、3ヶ月以内に撮影した本人の写真を貼付し、御坊日高老人福祉施設事務組合事務局へ直接持参するか又は郵送してください。申込用紙を郵送する場合は、必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書してください。

簡易書留郵便以外による不着の問題等につきましては、一切対応できません。

(3) 受付期間

令和2年1月27日（月）から令和2年2月7日（金）午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。ただし、土・日は受付を行いません。

郵送の場合は、令和2年2月7日（金）必着といたします。

(4) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受付後、受験票及び受験に必要な事項を通知します。2月13日までに通知書が届かない場合は、御坊日高老人福祉施設事務組合事務局にお問い合わせください。

7 採用予定時期

採用は令和2年4月1日予定とします。

8 給与・休日・休暇等

御坊日高老人福祉施設事務組合条例の定めにより行われます。

（令和元年度休暇実績130日及び年次休暇あり）

9 その他

この度の試験に関する一切の書類は返却いたしません。

※ 詳細は、御坊日高老人福祉施設事務組合事務局までお問い合わせ下さい。

☎ 0738-23-3478

別 紙

職種別パートタイム勤務時間等

介護員・支援員	シフトで定める勤務ができ、月のうち19日勤務又は1日の勤務時間が7時間30分の勤務が出来る者	6人程度
	シフトで定める勤務ができ、1日4時間程度又は月のうち10日程度勤務ができる者	6名程度
	シフトで定める勤務ができ、1日6時間程度の勤務ができる者	4名程度
看護師・准看護師	シフトで定める勤務ができ、月のうち19日勤務又は1日の勤務時間が7時間30分の勤務ができる者	1人程度
	シフトで定める勤務ができ、週のうち4日間7時間程度の勤務ができる者	1人程度
	シフトで定める勤務ができ、週のうち3日間3時間程度の勤務ができる者	1人程度
	シフトで定める勤務ができ、週のうち2日間3時間程度の勤務ができる者	1人程度
調理員	シフトで定める勤務ができ、月のうち19日勤務又は1日の勤務時間が7時間30分の勤務ができる者	6人程度
	シフトで定める勤務ができ、1日4時間程度の勤務ができる者	4人程度
清掃員	月曜日から金曜日まで、1日6時間程度の勤務ができる者	6人程度
洗濯員	月曜日から金曜日まで、1日4時間程度の勤務ができる者	1人程度
管理栄養士	月曜日から金曜日まで、1日4時間程度の勤務ができる者	1人程度